

SmartBB サービス利用約款

この「SmartBB サービス利用約款」（以下「本約款」といいます）は、株式会社エコログ（以下「当社」といいます）が提供するインターネット接続等に関するサービス（以下「本サービス」といいます）の利用に関する約款で、本サービスの導入物件等に居住し、本サービスを利用する者（以下「利用者」といいます）に対して当社が定めるものです。

第1条（本約款の変更）

- (1) 当社は、電気通信事業法（以下「電通法」といいます）等関係法令の改正もしくは社会的・経済的情勢の変動等により本約款の変更が生じた場合またはその他当社が必要と判断した場合には、利用者の了承を得ることなく、民法第548条の4の規定に基づき、本約款を随時変更することができるものとします。
- (2) 当社は、本約款を変更する場合、事前に変更後の約款の内容を当社所定のウェブサイトに掲載するなど、当社が適切と判断する方法により告知および周知するものとし、当社が定めた変更期日に変更の効力が生じるものとします。

第2条（本約款の範囲）

当社が別途規定する個別規定およびその他の利用約款等（以下併せて「利用約款等」といいます）についても、名称の如何にかかわらず、本約款の一部を構成するものとします。なお、本約款と利用約款等の定めが異なる場合は、当該利用約款等が優先して適用されるものとします。

第3条（本サービスの利用）

- (1) 利用者は、本サービスの利用開始時には、当社が設置した端末設備（利用者の各部屋に設置されている機器をいい、以下同じとします）に記載する本サービスへの接続方法をもとに利用者登録をおこなうものとします。なお、利用者は、日本国内において技術基準適合証明書等を受けた端末のみ利用することができるものとします。
- (2) 利用者は、本サービスを第三者へ再販売もしくは提供することができないものとします。
- (3) 当社は、平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、当社もしくは第三者のネットワークに過大な負荷を与えている利用者の通信を制御または帯域を制限する場合があります。
- (4) 当社は、本サービスの提供に必要な業務を、当社の判断により当社と契約関係にある第三者に委託することができます。また、当社は、当社が取得した利用者の情報を、当社が利用者に本サービスを提供するために必要な範囲で、当該委託先に対して開示

し、利用させることができます。

- (5) 当社は、理由の如何を問わず、本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止を行うことができるものとします。なお、この場合において、当社は当該変更、追加または廃止により利用者が被った損害について一切責任を負わないものとします。

第4条（本サービスの利用取り止め）

- (1) 利用者は、本サービスの導入物件等からの退去等により、本サービスの利用を取り止める場合においては、当社のインターネットサポートセンター（以下「サポートセンター」といいます）へ申し出るものとします。
- (2) 当社は、前項の利用者による申し出を受けた場合、当社のレンタル機器を使用している利用者に対して「機器返却キット」を郵送するものとし、利用者は、当該キット到着後、7日以内に当該レンタル機器一式を当社へ返却するものとします。このとき、利用者が、レンタル機器を破損させ、紛失し、または返却しない場合、当社は、当該機器代金相当額を利用者へ請求することができるものとします。

第5条（本サービスの提供中止・中断）

当社は、以下各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、本サービスの提供を中止・中断することができるものとします。なお、第4号に該当した場合、当社は、利用者に対して当社が適切と判断した方法により予め通知を行うものとします。

- ① 端末設備の保守もしくは工事を定期的または緊急に行う場合
- ② 当社以外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を停止することにより当社が本サービスの提供を行うことが困難となった場合
- ③ 天災事変、火災、盗難、その他の非常事態により、本サービスの提供を通常通り行うことができなくなった場合
- ④ 本サービスの導入物件等の所有者等の都合により本サービスを停止する場合
- ⑤ その他、当社が本サービスの運営上中止または中断が必要と判断した場合

第6条（端末設備の保守）

- (1) 本サービスの利用中に利用者が通信上の異常を発見した場合、端末設備に故障のないことを確認の上、当社に修理または復旧を目的とした保守請求をすることができるものとします。
- (2) 本サービスの利用に際し、当社が提供する機器（ルーター等）以外の機器を利用する場合は保守の対象外とし、機器に対して、固定プライベート IP アドレスの設定は行わないものとします。

第7条（サポートセンター）

本サービスの利用にかかる、当社サポートセンターへの問い合わせ・受付時間は以下のとおりとします。

- ① 月曜から金曜（祝祭日・年末年始を除く） 10：00～20：00
- ② 土曜・日曜・祝祭日（年末年始を除く） 10：00～17：00

第8条（他ネットワークの活用）

- (1) 利用者は、当社以外の電気通信事業者等のネットワーク、設備、または回線等（国内外を問いません）を経由し、もしくは利用する場合、当該ネットワークの規則等に従うものとします。
- (2) 利用者による前項に定める事項を原因とするトラブルについては、すべて利用者の責任と負担により解決するものとします。また、当社は、利用者が設置した機器類から、違法なデータの発信、スパムメールの配信または踏み台にされている等の事態を検知した場合には、利用者に通知なく即時に接続を停止する場合があります。

第9条（損害賠償等）

- (1) 当社は、ホストコンピューター、ネットワークアクセスセンターおよびアクセスポイント（以下本条においては「ネットワーク」といいます）を通過する情報の内容については管理することができません。また、当社は上記情報についていかなる保証も行わないものとします。
- (2) 当社は、本サービスの提供に際して、利用者に対し一切の賠償責任を負わないものとします。

第10条（禁止事項）

- (1) 当社は、利用者が本サービスを利用するにあたって、以下の行為を禁止事項と定め、利用者はこれを行わないものとします。
 - ① 第三者または当社への著作権、商標権等の知的財産等、その他の財産権を侵害する行為
 - ② 第三者または当社への誹謗または中傷、もしくは名誉または信用を毀損する行為
 - ③ 第三者または当社への詐欺または脅迫行為
 - ④ 第三者または当社に不利益を与える行為
 - ⑤ 第三者のプライバシーまたは肖像権を侵害する行為
 - ⑥ 無差別または大量に受信者の意思に反してメール等を送信する行為
 - ⑦ 当社または本サービスの信用を毀損するおそれのある方法で、本サービスを利用する行為
 - ⑧ 公職選挙法に違反する行為
 - ⑨ 猥褻、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文章等を送信または表示する行為

為

- ⑩ 無限連鎖講（ねずみ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - ⑪ 未成年に対して閲覧させるにふさわしくない画像、データ等を送信する行為、もしくは収録した媒体その他成人向けの商品等を販売、配布する行為
 - ⑫ 違法または公序良俗に反する行為（暴力、売春、残虐、冒瀆的な行為・発言等）
 - ⑬ その他法令、条約（輸出法令を含みます）等に違反する行為、または違反するおそれのある行為
 - ⑭ 当社設備、第三者の設備、当社または第三者の業務、もしくはインターネット接続環境等に重大な影響を及ぼす行為
 - ⑮ その他、当社が不適合と認める行為
- (2) 利用者の行為が前項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は通知その他の手続きを踏むことなく、以下の措置を行うことができます。
- ① 利用者に対し当該行為の中止、修正またはデータの移動、その他必要な措置等を行うことを要求すること
 - ② 利用者の表示、発信または蓄積する情報またはデータ等の全部または一部を他者が閲覧できない状態に置く、または削除すること
 - ③ 利用者が本サービスの全部または一部を利用することを停止すること
 - ④ その他、禁止行為を停止するために必要な措置を行うこと

第 11 条（個人情報の取扱い）

- (1) 当社は、刑事訴訟法第 218 条その他、同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には当該法令および令状に定める範囲で、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律第 5 条（発信者情報の開示請求）に基づく開示請求の要件が充たされた場合には、当該開示請求の範囲で、本サービスの提供に関連して知り得た利用者その他第三者の個人情報（以下「個人情報」といいます）について、それぞれ守秘義務を負わないものとします。
- (2) 緊急性を有する犯罪行為等の捜査協力のため、公の機関より公正な手続きを経た書面による開示請求があった場合であり、その内容について当社が適正であると判断したときは、個人情報の守秘義務を負わず、通信の秘密に属する情報および個人情報の一部を捜査機関に提供することができるものとします。
- (3) 利用者は、前各項の定めその他、当社が取得した利用者の情報を、当社が別途公表するプライバシーポリシー（それに類する個人情報保護方針等の規定及びそれらの規定が変更されたものを含みます）の規定のとおり取扱うことについて、あらかじめ同意するものとします。

第 12 条（準拠法等）

- (1) 本約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。
- (2) 本約款や本サービスに関連して訴訟の必要が生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

■ 附 則 ■

本約款は 2025 年 4 月 1 日より効力を発するものとします。

本約款制改定履歴（別紙含む）
2025 年 4 月 1 日制定